



※いじめ事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。

※いじめ事案解消に取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。ただし、いじめが重篤な場合や双方の意識や認識にズレが生じている場合は、慎重に事実確認及び検討協議し、対応する。

※重大事案は発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、関係機関と連携を取り、学校長を中心に、いじめ解消や保護者、マスコミ等に対して、組織的に対応する。